

一般事業主行動計画

令和8年4月1日
島根県国民健康保険団体連合会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

2. 目標及び目標達成に向けた対策等

目標1：有給休暇の取得について、次の水準とする。

- 年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。
- 夏季休暇の取得率を100%とする。

<対策等>

- ・ 管理職は、有給休暇の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。
- ・ 管理職は、定期的に休暇の取得計画と取得実績を確認して、計画的な取得の促進につながるよう職員に声かけを行う。
- ・ 計画どおりに休暇取得が進まない場合、当該職員に面談等を行い、理由を確認するとともに取得しやすい環境整備を図る。
- ・ 特に夏季休暇は、管理職が100%取得するよう進捗管理を行い、完全消化を目指す。

目標2：育児休業等の取得について、次の水準とする。

- 女性職員の育児休業取得率100%を維持する。
- 男性職員の育児休業及び育児参加のための休暇（※）の取得促進を図る。

※妻が出産する場合に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するための特別休暇。

<対策等>

- ・ 妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした職員に対し、制度の周知及び取得の意向確認を徹底し、育児休業等の取得の促進を図る。
- ・ 職員が安心して育児休業を取得しやすい環境を整備するため、代替職員の配置に努めるものとする。